

安平町が考える自治基本条例

安平町「自治基本条例（仮称）」を制定します
「町民主体」「町民と進める協働」による信頼さ

はじめに

地方分権改革が進展する中で、地方自治体における自治のあり方、町政運営のパートナーとしての町民の参加、協働のあり方などの基本的な理念を定めた自治基本条例やまちづくり基本条例が全国各地で制定されています。

本町においても、昨年の歴史的合併を契機に「信頼されるまちづくり」を基本目標として「町民主体」「町民との協働」によるまちづくり実現に向けて、自治基本条例の制定を目指しています。

自治基本条例の概要

1 自治基本条例ってなに?

で決めていくのかなどの自治の仕組みの基本ルールを定めるものです。

具体的には、まちづくりの基本理念や町民の権利と義務のほか、町政運営の基本原則、議会と執行機関のそれぞれの役割と責務などを定めます。この条例は、「地方自治の憲法」ともいわれているもので、町の他の条例や規則、計画などは、この条例の目的や基本理念を踏まえて定めることになります。

2 なぜ、この条例が必要なの？

今、全国各地の自治体で自治基本条例を制定する動きが

今、全国各地の自治体で自治基本条例を制定する動きが広がっています。こうした動きを推し進める背景には、次の要因が考えられます。

平成12年に地方分権一括法が施行され、市町村の位置付けが、それまでの国の下請け

機関的なものから、国及び都道府県と対等な「地方の政府」へと大きく変わりました。国の法律等に基づいて全国一律に実施されていた各種の行政サービスも、町民の皆さんとの視点から捉え、地域の特性やニーズに則して再構築することが求められています。

自分たちの町の将来像を自分たちで描き、地域の個性を活かしたまちづくりを主体的に進めていく権利と責任が拡大しました。

このような時代の変化に対応し、自己決定や自己責任に基づく、個性のある自治体運営を進めていくための基本原則として、自治基本条例の制定が必要とされています。

これから分権社会において、現在の水準の公共サービスを町だけで担っていくには限界があります。地域の課題を一番よく知っているのは、地域の皆さんです。

「よりよいまちをつくる」ためには、町民の皆さんと町がこれまでの住民自治活動を維持しながら、「町民、議会及び町が共通認識を持つて、それぞれの役割分担に応じて、よ

A black and white photograph capturing a group of approximately seven people engaged in outdoor work, specifically flower planting, in a rural setting. The individuals are dressed in casual, practical clothing such as jackets, trousers, and hats, suitable for manual labor. They are positioned across a grassy, slightly uneven field. In the foreground, a man is crouching, focused on his task. Behind him, another man stands with his hands on his hips, observing the work. To the right, a woman in a light-colored coat and hat is also crouching. Further back, two more people are visible: one standing and one sitting or kneeling. The background features a dense line of trees and a hillside, suggesting a natural, possibly mountainous environment. The overall atmosphere is one of a community or group effort in a natural setting.

3 条例でどのようなことを定めるの？

自治基本条例策定の流れはまだ新しく、自治体によつて内容は少しずつ違いますが、町と町民の関係、参加のための仕組み、自治体運営の最高規範としての位置付けなどが共通して規定されています。安平町では、どんな考え方を基本として町政を運営するか

4 条例を制定すると何が変わるの？